

こども未来局保育検討委員会設置要綱

平成30年4月2日
30川こ運第257号

(目的及び設置)

第1条 「子ども・若者の未来応援プラン」等に基づく本市保育事業の更なる推進に向けた、保育の質の確保及び保育ニーズに対する検討を行うことを目的として、こども未来局保育検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議し、検討するものとする。

- (1) 保育の質に関する事。
- (2) 人材育成に関する事。
- (3) 地域の子ども・子育て支援に関する事。
- (4) 民間保育施設の支援に関する事。
- (5) 手引き・マニュアルに関する事。
- (6) 栄養・健康に関する事。
- (7) 公立保育所の運営等に関する事。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、こども未来局保育事業部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども未来局保育事業部担当課長〔保育指導・人材育成〕をもって充てる。
- 4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会において必要があると認めるときは、関係職員等の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第5条 検討委員会は、検討委員会に付議する事項について必要な事項を調査し、協議するため、検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会の構成員は、検討委員会で決定する。
- 3 検討部会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の庶務は、こども未来局保育事業部運営管理課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が検討委

員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
(川崎市公立保育園長会議開催要綱の廃止)
- 2 川崎市公立保育園長会議開催要綱(平成28年4月1日28川こ運第20号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

別表(第3条関係)

所属等	備考
こども未来局保育事業部長	委員長
こども未来局保育事業部担当課長〔保育指導・人材育成〕	副委員長
こども未来局保育事業部川崎区保育・子育て総合支援センター 所長	
こども未来局保育事業部担当課長(幸区保育総合支援担当)	
こども未来局保育事業部中原区保育・子育て総合支援センター 所長	
こども未来局保育事業部担当課長(高津区保育総合支援担当)	
こども未来局保育事業部担当課長(宮前区保育総合支援担当)	
こども未来局保育事業部担当課長(多摩区保育総合支援担当)	
こども未来局保育事業部担当課長(麻生区保育総合支援担当)	
こども未来局保育事業部運営管理課長	